

湯沢市耐震改修促進計画（第2期計画）

平成28年4月

湯 沢 市

目 次

はじめに	1
第1 計画の位置付け	3
1 計画の位置付け・目的	3
2 計画期間	3
3 耐震改修促進法	3
第2 湯沢市で想定される地震の規模及び被害の状況	4
1 湯沢市で想定される地震	4
2 被害想定	7
第3 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	9
1 住宅の耐震化の現状と目標設定	9
2 公共建築物の現状と目標設定	10
第4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	11
1 耐震化促進に係る基本方針	11
2 耐震化の促進を図るための支援策	11
3 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備	11
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	11
5 窓ガラス、外壁、天井等非構造部材の脱落防止	11
6 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	12
7 重点的に耐震化すべき区域の設定	12
8 所管行政庁との連携 区域の設定	12
9 その他	12
第5 住宅建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	13
1 地震防災マップの活用	13
2 相談体制及び情報提供の充実	14
3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	14
4 家具の転倒防止策の推進	15
5 町内会等との連携	15
第6 その他耐震化促進に関し必要な事項	15
資料編	16

はじめに

平成7年の阪神・淡路大震災において、住宅・建築物の倒壊等により多数の命が犠牲になったこと、また、住宅・建築物の被害状況において、特に昭和56年の建築基準法改正における「新耐震設計基準※1」以前の建築物の被害が顕著であったことから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」（平成7年法律第123号）が平成7年10月27日に公布され、同年12月25日より施行されました。

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震による被害状況をうけ、建築物の耐震改修※2は全国的に緊急かつ優先的に取り組むべき課題と位置付けられ、耐震改修促進法が一部改正（平成17年11月7日改正、平成18年1月26日施行）されました。この改正により、国土交通大臣による「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「国の方針」という。）」が示され、住宅及び一定規模以上の建築物の耐震化率の目標が定められました。これを受け、秋田県では平成19年3月、「秋田県耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）を策定しています。

本市でも被害のあった平成20年6月14日の岩手・宮城内陸地震など、近年、東北地方で地震があいついでいることも鑑み、本市においても平成21年3月に「湯沢市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定し、建築物の耐震化の促進に向けて、平成21年度から平成27年度の7年間に以下のような取り組みを実施してきました。

これまでの主な取り組み

- 公共建築物の耐震診断、耐震改修の実施

災害時の対策拠点となる各庁舎や学校施設をはじめとする公共建物について、耐震診断及び耐震改修を実施しました。

- 耐震相談窓口の設置

木造住宅の耐震化を行おうとする方への相談窓口設置及び耐震診断・改修講習会受講修了者名簿（秋田県）等の公開による耐震改修を実施しやすい環境整備。

- 木造住宅耐震改修等補助の実施

木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助の実施

- 地震防災マップの作成

建築物等の所有者が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためのものとして、地震による危険性の程度等記載した地図を作成しました。

※1 昭和56年6月1日から施行された建築基準法の構造設計基準のこと。昭和56年以前に建てられたものは、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があると考えられます。

※2 地震に対する安全性の向上を目的として行う改修または一部の除却のこと。

これらの取り組みにより、本計画で定めた特定建築物^{※1}及び住宅の耐震化率の目標値に対する実績は、次のようになっています。

表一 1 住宅及び特定建築物の耐震化率

	目標耐震化率	【実績】耐震化率
住宅	80%（平成27年度末）	61.5%
公共特定建築物	100%（平成27年度末）	93%

住宅では、目標耐震化率に大きく届いていません。震災時の被害が懸念される旧耐震基準の住宅について、改めて耐震化率の目標値を定め、耐震化の促進に向けた取り組みを実施していく必要があります。

公共特定建築物でも目標耐震化率に届いていませんが、特にこの7年間で学校等の公共建築物の耐震化が急速に進み、耐震化の促進に大きく寄与したといえます。

民間の建築物についても、より一層の耐震化が図られるよう、建築物所有者等への意識啓発等をはじめとした取り組みを引き続き実施します。

こうした取り組みの中、平成23年3月の東日本大震災では巨大な地震・津波により一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、地震による甚大な被害が日本全国で続いている。東日本大震災では、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的でしたが、内陸市町村において建築物に大きな被害が発生したほか、体育館や音楽ホール等の多数の建築物において天井の脱落により大きな被害が生じるなど、非構造部材の耐震化の必要性が着目されました。

今後も、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震の発生の緊迫性が指摘されており、いつ、どこで大地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上をより一層促進するため、本計画によるこれまでの取り組みを評価したうえで、平成28年度以降の5カ年を計画期間とする「湯沢市耐震改修促進計画（第2期計画）」を新たに策定しました。

※1. この計画における「特定建築物」とは耐震改修促進法第14条第1号及び第2号による建築物をいい、具体的にはP.16に示す建築物となります。

第1 計画の位置付け

1 計画の位置付け・目的

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき策定する計画であり、国の基本方針に基づき策定された県促進計画を勘案し、「湯沢市地域防災計画」との整合をはかり、地震による建築物等の倒壊又は損壊により生ずる、人身被害また物的被害を防止・軽減させることを目的として、既存建築物等の耐震化を計画的に促進することを目的とします。

2 計画期間

計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

3 耐震改修促進法

本計画の策定の根拠法となる耐震改修促進法は、平成7年10月に公布され、平成18年の改正により都道府県計画の策定が規定されました。秋田県において県促進計画が策定され、湯沢市においても市計画を策定し、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

また、平成25年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、国の基本方針も改正（平成25年10月29日国土交通省告示第1055号）されました。この改正を踏まえ、本計画を策定します。

平成25年の法律改正の主な内容は以下のとおりです。

- ・ 不特定多数の者や避難弱者^{※1}が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務化及び診断結果の公表
- ・ 耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲の拡大
- ・ 都道府県及び市町村による耐震改修促進計画へ記載することのできる項目の追加
- ・ 耐震改修計画の認定基準の緩和及び認定に係る容積率・建ぺい率の特例措置の創設
- ・ 建築物の地震に対する安全性に係る認定及び表示制度の創設
- ・ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設

※1. 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のこと。

第2 湯沢市で想定される地震の規模及び被害の状況

1 湯沢市で想定される地震

被害想定の前提となる「想定地震」については、秋田県地震被害想定調査（平成25年8月）が公表されていることから、本市の地震被害の想定として、同調査を援用するものとし、以下に調査の抜粋を掲載します。

■ 活用に当たっての留意点

本調査の結果を活用するに当たっては、以下の点に留意すること。

（1） 将来発生する地震を予測したものではないこと

本調査は、多くの仮定に基づいて震源モデルを設定し、震源分布、津波浸水域等を想定したものであり、将来発生する地震を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その震源や規模が想定とは違う結果になることに留意すること。

（2） 実際に発生する被害量を予測したものではないこと

本調査は、過去の地震被害に関する統計データ等を用いて被害量を予測したものであり、実際に発生する被害量を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その被害量が想定とは違う結果になることを留意すること。

特に、個々の施設や地点を具体的に評価したものではない。また、特定の構造物の耐震性等を検証する場合には、個別の検討が必要である。

■ 各想定地震の発生確率は検討していないこと

本調査の目的は、想定地震により本県に及ぼす被害や県民生活等に与える影響を把握することであり、各想定地震の発生確率は検討していない。

地震の発生確率については、国の地震調査研究推進本部が、一部の地震について、次のとおり長期評価を行い公開している。

○ 陸域地震の長期評価

震源域	地震発生確率		
	30 年以内	50 年以内	100 年以内
1 能代断層帯	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
2 花輪東断層帯	0.6%～1%	1%～2%	2%～3%
6 北由利断層	2%以下	3%以下	6%以下
8 横手盆地東縁断層帯北部	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
10 真扈山地東縁断層帯／北部 (雫石盆地西縁－真扈山地東縁断層帯)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%

※各震源域の番号は、次のページの「想定地震の一覧表」に対応。

○ 海域地震の長期評価

地震名	地震発生確率			想定地震と の関係
	10 年以内	30 年以内	50 年以内	
青森県西方沖の地震 (日本海中部地震)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域 A 参考
秋田県沖の地震	1%程度以下	3%程度以下	5%程度以下	
佐渡島北方沖の地震	1%～2%	3%～6%	5%～10%	海域 B 参考
山形県沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	
新潟県北部沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域 C 参考

■ 「連動地震」は秋田県独自の震源モデルであること

歴史上、秋田県に最も大きな被害を及ぼした地震は、日本海中部地震（1983年、マグニチュード7.7）であるが、東日本大震災が連動型の巨大地震であったことを踏まえて、連動地震を設定した。

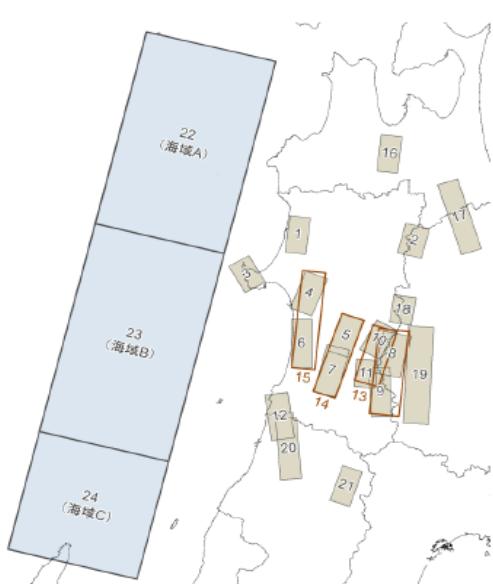
なお、連動地震は、国や研究機関が想定したものではない。「想定外をつくりない」という観点から、秋田県が独自に設定した震源モデルである。

■ 想定地震の設定

想定地震は、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震をもとに設定した。さらに、東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考え方のもと、連動地震を設定した。

秋田県に影響を及ぼすことが想定される 27 パターンの地震は、次のとおりである。

■ 想定地震の震源域



■ 想定地震の一覧表

No.	想定地震	M	設定根拠
1	能代断層帯	7.1	国
2	花輪東断層帯	7.0	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生
4	天長地震	7.2	過去に発生
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自
6	北由利断層	7.3	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	国
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	国
12	象潟地震	7.3	過去に発生
13	横手盆地 真昼山地連動	8.1	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自
15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
17	折爪断層	7.6	国
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
21	新庄盆地断層帯	7.1	国
22	海域A (日本海中部を参考)	7.9	過去に発生
23	海域B (佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖を参考)	7.9	県独自
24	海域C (新潟県北部沖、山形県沖を参考)	7.5	過去に発生
25	海域A+B連動	8.5	県独自
26	海域B+C連動	8.3	県独自
27	海域A+B+C連動	8.7	県独自
■ 連動地震			

2 被害想定

秋田県では、全27パターンの地震をもとに震度分布を予測し、影響を受ける人口の多い震源域について震度分布図を作成しており、報告書（概要版）において、陸域・海域の別、単独・連動の別、県内に与える影響を考慮して8パターンの震度分布図を示しました。それら8つの想定地震に対する被害想定は表-2のとおりです。

なお、地震発生の時間帯は、被害が最大となる「冬の深夜（午前2時）」を想定しています。

表-2 想定地震ごと（8想定を抜粋）の建築物、人的被害の想定結果一覧

想定地震	能代断層帯	花輪東断層帯	天長地震	北由利断層	秋田仙北地震	横手盆地真昼山地連動	海域A	海域A+B+C連動
マグニチュード	7.1	7.0	7.2	7.3	7.3	8.1	7.9	8.7
最大震度	7	7	7	7	7	7	6弱	7
最大震度の市町村	能代市 三種町	鹿角市	秋田市 潟上市	秋田市 由利本荘市	大仙市 横手市	横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 美郷町 羽後町	能代市 男鹿市 湯上郡 三種町 八峰町 井川町 大潟村	男鹿市 三種町
建築物存在棟数 ※最大震度市町村内存在棟数	66,974棟	25,868棟	173,712棟	225,538棟	139,638棟	234,770棟	131,468棟	42,180棟
建物被害	全壊棟数（全県）	16,870棟	1,111棟	26,619棟	30,007棟	23,783棟	72,594棟	8,512棟
	最大震度市町村における全壊率	(22.4%)	(3.8%)	(11.7%)	(12.2%)	(12.5%)	(28.4%)	(2.8%)
建物被害	半壊棟数（全県）	18,799棟	2,782棟	43,005棟	48,578棟	40,809棟	62,000棟	82,241棟
	最大震度市町村における半壊率	(23.2%)	(10.2%)	(20.5%)	(19.7%)	(7.1%)	(23.6%)	(3.8%)
建物被害	焼失棟数（全県）	34棟	2棟	71棟	62棟	478棟	1,034棟	144棟
	死者数（全県）	895人	58人	1,329人	1,573人	1,323人	4,524人	79人
人的被害	最大震度市町村における死亡率	(1.1%)	(0.2%)	(0.3%)	(0.4%)	(0.6%)	(1.5%)	(0.0%)
	負傷者数（全県）	4,491人	504人	8,505人	9,898人	8,195人	18,183人	922人
避難者数	最大震度市町村における負傷者率	(5.1%)	(1.5%)	(2.0%)	(2.3%)	(3.1%)	(5.6%)	(0.5%)
	4日後（全県）	39,572人	7,280人	136,420人	147,918人	94,657人	152,464人	41,687人
	最大震度市町村における避難者率	(40.7%)	(18.8%)	(31.2%)	(31.3%)	(27.2%)	(37.9%)	(13.0%)

※ 建築物存在数は最大震度市町村内の棟数。「平成24年度固定資産の価格等の概要調書」（秋田県税務課作成）による推計値。

※ 人的被害では、建物の全壊棟、急傾斜地崩壊、火災延焼に伴う死者数・負傷者数を算出。なお、人口データは、平成22年度国勢調査の町丁字別の人口データを建物の分布に応じて250m メッシュに按分した後、市町村別に再集計したもの。

※ 避難者は、建物被害による避難者と、建物被害はないが断水による避難者を想定。

※ 避難者数は、全壊で100%、半壊で50.3%として想定。ただし、冬期は半壊でも100%避難と仮定。また、断水による避難者数は、避難率（1日後）36.2%、4日後には断水人口の5割回復として算出。

※ カッコ内は、各項目に対応する最大震度市町村内の建築物棟数及び人口に占める割合。

調査結果によると、地震動による被害では主に以下のような特徴が見られます。

- 人的被害のほとんどが建物の倒壊によるものです。
 - ・ 人的被害（死者及び負傷者）の原因では、建物の倒壊が約9割を占めます。
 - ・ 本県は、現在の耐震基準の導入以前（昭和56年以前）に建築された建築物が過半数であり、被害拡大の要因となっています。
 - 冬の深夜の被害が最大となります。
 - ・ 冬期は、積雪による荷重により建物倒壊数が増加します。
 - ・ 深夜は、日中に比べて避難に時間を要するほか、在宅率が高く、建物倒壊等による人的被害が増加します。
 - 多数の避難者が発生します。
 - ・ 建物被害によるほか、断水の長期化等により数万人から十数万人の避難者が発生します。
- 調査結果は、実際に発生する被害量を予測したものではなく、個々の施設や地点を具体的に評価したものではありませんが、上記の被害想定や近年の全国的な地震被害を踏まえ、建物の倒壊による人的被害を防ぐことはもちろんのこと、さらには、被災後の避難者を受け入れる施設を確実に確保することは重要な課題であり、大地震の発生に備え、早急かつ確実な耐震化の推進に努めなければなりません。

第3 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化の現状と目標設定

住宅の耐震化については、平成18年度時点での耐震化率60%から、平成27年度耐震化率80%を目標とし、住宅の耐震診断及び改修の促進に取り組んできました。

しかし、平成25年の住宅・土地統計調査により推計される住宅総数16,100戸に対し、新耐震基準により建築されたものや耐震改修が実施されたものなど約9,900戸の住宅が耐震性を満たすと推計され、平成27年度末時点での住宅の耐震化率は61.5%（表3-1）と、目標に大きく届いていません。

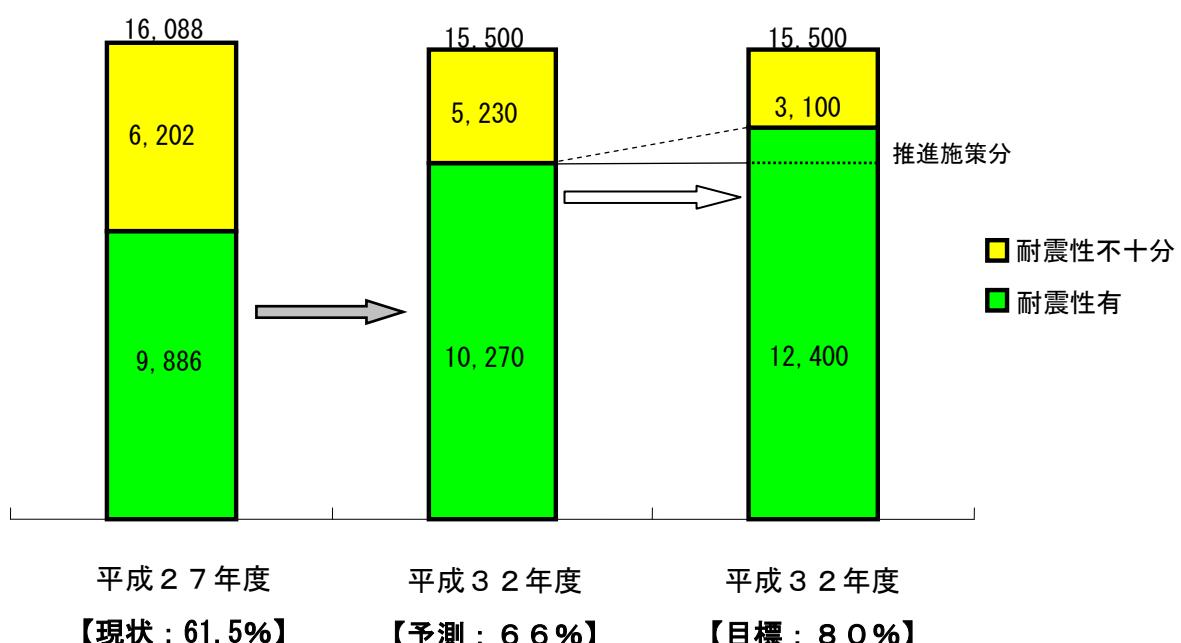
国の基本方針に基づく住宅の耐震化の目標値（平成32年度末95%）及び県促進計画目標値85%には大きく差があること、また一方で、震災時の市民の安全確保のため、生活の拠点である住宅の耐震化に今後も粘り強く取り組む必要があることから、湯沢市の住宅耐震化の目標値を前計画に引き続き【平成32年度末80%】と定め、住宅の耐震化の促進に努めます。

表3-1 住宅の耐震化の現状と目標値

区分	住宅総数	S56 以前の住宅			耐震化率 (H27 年度)	耐震化率 (H32 年度)
		耐震性有	S57 以降の住宅	耐震性有 住宅数		
木造戸建	14,264	7,234	1,068	7,030	8,098	61.5%
木造戸建以外	1,824	233	197	1,591	1,788	
計	16,088	7,467	1,265	8,621	9,886	

（平成25年住宅・土地統計調査等により推計）

図3-1 住宅の耐震化の現状、予測及び目標値



2 公共建築物の現状と目標設定

湯沢市の所有する特定建築物については、平成19年度時点での耐震化率61%から、平成27年度末の耐震化率100%を目標として、耐震診断及び耐震改修の実施を計画的に推進してきました。

特定建築物の耐震化状況は表3-2のとおりです。学校施設については、改築及び統廃合に伴う建築工事の竣工により平成26年度末時点で100%に達しましたが、庁舎等その他施設において改修未実施の施設が残っており、平成27年度末時点の全体の耐震化率は93%となっています。

特定建築物に該当する規模の施設については、利用者の安全確保はもちろん、災害時における避難、救護、復旧対策等の災害対応拠点施設となり得ること考慮して、引き続き耐震化の推進について取り組む必要があります。

なお、湯沢市所有の特定建築物に当たらない施設についても、財政状況を勘案しながら、必要に応じて耐震化をはかります。

表3-2 公共建築物の現状と目標値

区分	特定建築物総数			S57 以降の建築物	耐震性有建 築物数	耐震化率 (H27 年度)	耐震化率 (H32 年度)
		S56 以前の建築物	耐震性有				
学校	52	19	19	33	52	93%	100%
病院	0	0	0	0	0		
庁舎	3	2	0	1	1		
公営住宅	0	0	0	0	0		
その他	6	4	2	2	4		
計	61	25	21	36	57		

(平成27年3月31日現在)

※ 学校については構造別、用途別及び分割される棟ごとで表示しています。

第4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 耐震化促進に係る基本方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

湯沢市は、所有者等の取り組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担の軽減のための施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取り組み方針とします。

2 耐震化の促進を図るための支援策

建築物の耐震化は、所有者等の責任において実施することですが、耐震診断・耐震改修に必要な費用の負担が耐震化の促進にあたっての阻害要因となっていると考えられます。

また、湯沢市において、耐震性を有していない戸建住宅のほとんどが木造であると推定されていること及び住宅の耐震化率が目標値より大きく下回っていることから、平成27年度創設した木造戸建住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度により、主体的な支援を実施します。

3 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備

住宅（戸建て住宅・共同住宅等）の耐震化を促進するために、地震防災に対する住宅の耐震化の重要性等について、住宅の所有者への普及啓発に努めます。また、市では耐震相談窓口を平成21年より常設しています。より多くの方が相談窓口で気軽に相談できるような環境整備に努め、引き続き、木造住宅の耐震診断及び耐震化を行おうとする方に技術者等を探す参考資料等の情報提供や相談窓口の充実に努めます。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

ブロック塀の倒壊防止、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な安全対策について、広報等を活用して啓発活動に努めます。

5 窓ガラス、外壁、天井等非構造部材の脱落防止対策

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して甚大な被害が多数発生しました。この被害を受け、天井の脱落対策に係る新たな基準^{※1}が定められました。市所有の既存建築物において、特定天井^{※1}の耐震診断等による状況把握に努め、必要に応じて改修を行い、天井の耐震化が早期に図られるように努めます。

6 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

次の建築物を優先的に耐震化に着手すべき建築物として設定し、早期に耐震化を図るように努めます。

- (1) 湯沢市地域防災計画に指定された防災拠点施設及び避難施設
- (2) 文教施設
- (3) 湯沢市地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の建築物

7 重点的に耐震化すべき区域の設定

湯沢市地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の区域を重点的に耐震化すべき区域として指定します。特に、平成17年国勢調査による人口集中区域内で第1次緊急輸送道路沿道の区域の建築物を早期に耐震化を図るように努めます。

8 所管行政庁との連携

国の基本方針を踏まえるとともに、秋田県耐震改修促進計画の進捗との整合に配慮し、本計画を進めます。

また、国・県が行う補助・融資・税制等の支援制度を活用するとともに、所管行政庁である県と十分に連絡・調整・連携を図りながら、建築物所有者等に対する耐震化の誘導・支援の実施に努めます。

9 その他

地震による住宅・建築物の被害は、倒壊により隣接する建築物に被害をもたらすほか、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えることから、現在居住している、または使用している住宅・建築物の耐震化はもちろん、空き家・空き建築物についても所有者自らが適正に管理することが必要です。空き家・空き建築物の適正管理あるいは有効活用の推進に関して、県及び関係課と情報交換、連絡調整等を行います。

※1. 「脱落によって重大な被害を生ずるおそれがある天井」（以下「特定天井」という。）に対する脱落対策に係る技術基準。特定天井とは、吊り天井で、6m を超える高さにあり、水平投影面積200m²超、単位面積質量2kg/m²超のものであり、居室・廊下その他の人が日常利用する場所に設置されているもの

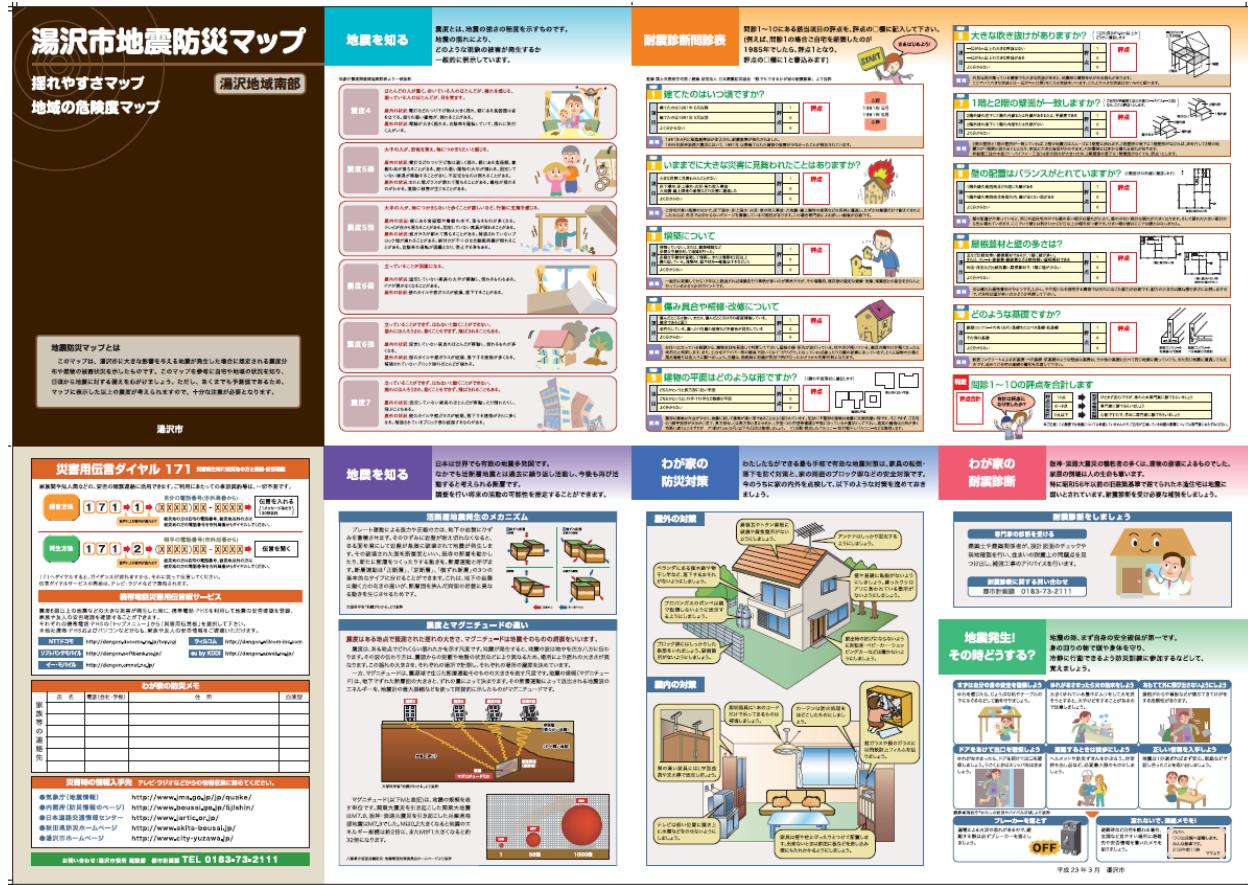
をいう。

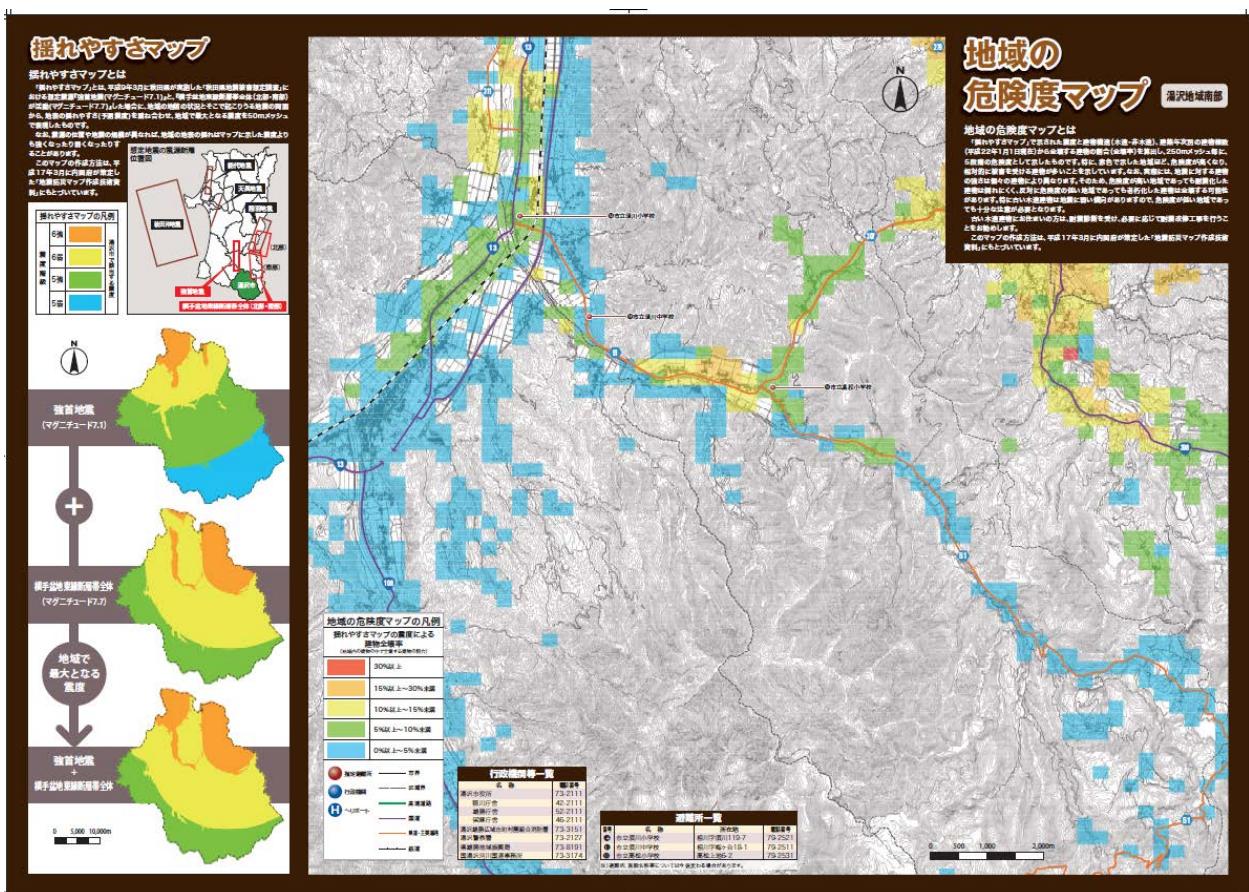
第5 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震防災マップの活用

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためのものとして、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）を平成23年度に作成しました。

地震防災マップの活用により、住宅・建築物に対する地震防災意識の向上及び耐震化率向上に向け引き続き情報提供や耐震化促進に取り組みます。





2 相談体制及び情報提供の充実

耐震相談窓口で、「誰でもできるわが家の耐震診断」(日本防災協会)等の簡易な耐震診断方法を配布し、啓発活動をおこないます。また、防災関連記事等の湯沢市広報誌への掲載や湯沢市ホームページへの掲載に努め湯沢市民の防災意識の向上に努めるほか、「住宅に係る固定資産税の減額」などの耐震改修促進税制等の所有者の費用負担軽減に係る情報提供をおこないます。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であり、これらの工事と併せて耐震改修を実施することで費用面でのメリットがあります。

湯沢市のリフォーム相談窓口を建設部都市計画課に設置し、耐震改修情報提供に努めます。

4 家具の転倒防止策の推進

地震災害時に家具等の転倒による人的被害が多いことから、建築物の耐震化の推進とともに、家具等の転倒防止策の推進は重要な課題です。

室内での居住者被害を防ぎ、安全な避難経路を確保するためにも、家具等を固定することは効果の高い地震対策です。パンフレット等の周知により、自らできる地震対策の普及・啓発を行います。

5 町内会等との連携

町内会や自主防災組織への情報提供を積極的に行い、地域における防災活動の支援をしていきます。

第6 その他耐震化促進に関し必要な事項

本計画は耐震化の進捗状況や社会情勢の変化を勘案し、適宜見直しを行うこととする。

資料編

資料1 特定建築物一覧表 ······ 16

資料2 緊急輸送道路 ······ 17

特定建築物一覧表

用 途		耐震改修促進法 第14条第1号、第2号	同法第15条第2項	同法附則第3条第1項 ※義務化対象は旧耐震建築物			
		特定既存耐震不適格 建築物の要件	指示対象となる特定既存 耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務化の 対象建築物の要件			
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500m ² 以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000m ² 以上 *屋内運動場の面積を含む			
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000m ² 以上					
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000m ² 以上	階数1以上かつ2,000m ² 以上	階数1以上かつ5,000m ² 以上			
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000m ² 以上	階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上			
病院、診療所							
劇場、観覧場、映画館、演芸場							
集会場、公会堂							
展示場							
卸売市場							
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗							
ホテル、旅館							
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿							
事務所							
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉 ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000m ² 以上	階数2以上かつ2,000m ² 以上	階数2以上かつ5,000m ² 以上			
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉 センターその他これらに類するもの							
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500m ² 以上	階数2以上かつ750m ² 以上	階数2以上かつ1,500m ² 以上			
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000m ² 以上	階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上			
遊技場							
公衆浴場							
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンス ホールその他これらに類するもの							
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類す るサービス業を営む店舗							
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物を除く。)							
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を 構成する建築物で旅客の乗降又は荷役の用に供す るもの							
自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又 は駐車のための施設							
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上 必要な建築物							
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯 蔵、処理する全ての建築物	500m ² 以上	階数1以上かつ5,000m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存 する建築物に限る)			

緊急輸送道路

